

■磐田市 津波防災地域づくり法に係る「推進計画」 概要編

1 推進計画の策定の目的とあり方

「最大クラスの津波」に対し、「命を守る」ための「多重防御」の考え方にに基づき、津波防災地域づくりの方針・施策を定める。

関係機関と連携し、「安全性を段階的に向上」させるための「実施計画」として策定する。

2 津波防災地域づくりの目標と方針

【津波防災地域づくりの目標】

関係機関が連携し、段階的に安全性を高め「命と暮らしを守る」

市民・自治会・企業・行政機関が連携し、ハード・ソフト事業を組合せた「磐田市地震・津波対策アクションプログラム」に基づく事業の実施や「静岡モデル推進検討会」での検討成果を踏まえた海岸堤防の整備を総合的に取り

組み段階的に推進し、命を守り、まちを強くし、住み続けられる地域をつくる。

【推進計画の作成方針】

命を守り、まちを強くするための重点課題に対し、段階的にリスクを軽減させる。

市と津波浸水想定区域の地域との協働で「地域の特性に合った推進計画」を作る。

津波災害警戒区域の指定や海岸堤防整備の事業効果など状況の変化を踏まえ計画を検証し見直しをする。

3 推進計画区域



推進計画区域
本計画の区域であり、「津波避難対象区域」からの避難者を受入れる区域。

津波避難対象区域
「津波避難を必ず行う区域」とし、津波避難施設の指定等により津波避難空白域を解消する区域。

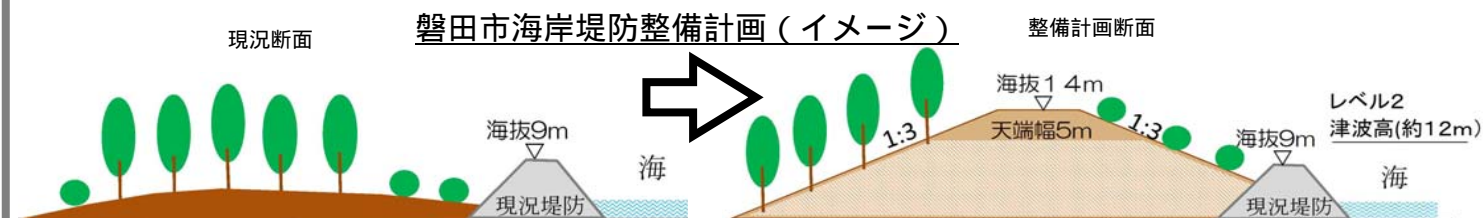
4 事業の推進と安全性の向上

- これまでの津波対策（平成27年3月31日現在）
津波避難タワー等の設置：14ヶ所（公共8ヶ所、民間5ヶ所、築山1ヶ所）
公共施設の津波避難整備及び津波避難ビルの指定：104ヶ所（公共22ヶ所、民間82ヶ所）
避難誘導看板の設置、津波避難施設整備事業費補助金の創設
ハード・ソフト事業を組合せた「磐田市地震・津波対策アクションプログラム」の実施
- 継続して実施する津波対策と新たな津波対策
自助（市民）
・防災意識の向上（避難場所、避難経路の確認）
・避難の安全性向上（ブロック塀の撤去、家具の固定、建築物の耐震化）
共助（地域・自治会）
・地域特性に合った地域ごとの避難計画・推進計画の作成
・避難訓練の実施（津波避難訓練、図上訓練）
公助（行政）
・「静岡モデル」による海岸堤防の整備（天竜川から袋井市境まで）
・既存公共施設の避難地化
・河川堤防の液状化対策
・防災林の浸食対策・再生

地域ごとの計画作成



イメージ



リスク軽減のイメージ図

